



新関 一夫 議員



録画映像

一般質問

質問1 民間の活動を支援するために
コーデイネート事業の構築は

市長 自主的な活動を尊重し、関係
機関と連携し支援につなげる

問 国は、こども家庭センターを2023年4月に創設されるこども家庭庁に所管させ、ヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠など様々な問題を抱える家庭に対して支援することや子どもが家庭・学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援などの役割も担っていく方向です。子どもの居場所づくりについて民間では、子ども食堂や宿題カフェなど、様々な活動が展開されつつありますが、まずはそれらの実態調査をし、社会福祉協議会・商工会・PTA等と連携し、必要な支援と寄附や支援をしたい人・企業をつないでいくコーデイネート事業を市として構築していくべきと考えますが、考えをお聞きます。



みんなのすきな場所
～しゅくだいカフェ～の様子

答(市長) 民間の子ども食堂などには、これまでも各種助成金制度や食材提供等のお知らせなどの情報提供を行ってきましたので、民間団体の自主的活動を尊重しながら、引き続き、関係機関と連携し、必要な支援につなげてまいりたい。

質問2 市職員におけるパワハラが起きた場合の対処方法は
規程に基づき総務課長が解決
に向けた処理を行う

市長 本年4月にパワハラ防止法が施行されました。

問 本市職員を含め、公務員はこの法の労働者には当たりませんが、パワハラ防止法の精神は当然準用されるべきものと考え、パワハラが起こった場合にどのように対処するかをお聞きます。

答(市長) 本市においても、規程に基づき相談窓口を総務課に設置して、相談があった場合には、総務課長が解決に向けた処理を行い、この処理が困難な場合は、ハラスメント対策委員会に諮ります。

また、相談窓口については、市職員が加入の北海道市町村職員共済組合等、既存の外部機関の機能も活用するなど、被害者の保護に十分配慮しています。

質問3 随意契約で市に損害を与えた
ことは損害賠償請求事案では
本市への損害はなく賠償責任
の事案であるとの認識はない

問 私は、第1回定例会の予算審査特別委員会において、LED照明設備の随意契約は、北斗市契約事務規則、地方自治法、地方自治法施行令の違反であると指摘しました。

周知のとおり、地方自治体が物品の購入、借上げ、役務の提供、請負工事等、すべて対価が発生するものに関し、一般競争入札が義務付けされています。

ただし、できる規定として指名競争入札、随意契約が認められています。中でも随意契約に関しては、腐敗の温床になる可能性が高いことから法令で細かく規定されています。

以下、具体的にお聞きます。
令和2年度、最初に行われた北斗市スポーツセンターLED照明設備に関し、契約相手から出された指名願をお示しく

ださい。
当時の財政課長の高村議員に対する答弁では、他社に確認したところ、地元の電気工事業者を使うところはなかったと

示していますが、事実を示してください。
さらに、このLED照明設備の契約金額は1千386万円となっていますが、本

に妥当な金額だったのか。
また、これまでのLED工事の契約金額が妥当であったのか客観的な資料をお示しください。
もし、割高な工事だったとすれば北斗

市に損害を与えたわけですから、住民監査請求、損害賠償請求の事案にもなると思います。考えをお聞きます。

答(市長) 令和2年度は、試験的導入であり、指名願を示すことはできません。

また、地元の電気工事業者を使うところはなかったとしていることについては、大手のリース事業者であった場合には、この事業者が直接施工することも想定されたため、より本市の意向が達成されるであろうと考えられる本事業の契約事業者と、随意契約したものです。

さらに、契約金額が妥当な金額であるのか、という点については、効果を検証した結果として、本事業上の効果が得られたものであることから、妥当な金額であると考えています。

客観的な資料については、北斗市スポーツセンターの検証結果で申し上げますと、令和元年度と令和2年度との比較では、電気料金の削減率が56・94%、電気使用量では62・07%となっています。

本事業が本市に損害を与えているとは考えていないことから、地方自治法に基づく住民監査請求、及び職員の賠償責任の事案であるとの認識はありません。

問 これまでの質疑を通じ、この契約が妥当だったと考えるのか。

答(市長) 様々なことを確認した上で実施すべきだったと反省している。

